

災害時における応急対策業務に関する基本協定（案）

(目 的)

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及び、その動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を期することを目的とする。

(業務の内容)

第2条 1. 甲は、直轄管理区間内で災害が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて、乙に出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは災害状況を把握し甲の指示により当該災害の調査及び測量設計等を実施するものとする。

3. 乙は、適切に対応ができるよう一般財団法人河川情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、山国川河川事務所の直轄管理区間を基本とし、災害の規模により甲が必要と認めた場合には、対象区域以外の区間において業務を実施するものとする。

(業務の対象区分)

第4条 業務の対象区分は、〇〇〇〇（←基本協定対象部門）とする。

(出動の要請)

第5条 甲は乙に対し、第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は、電話等により要請するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲の出動要請があった場合には、速やかに請負契約を締結するものとする。
ただし、本協定に基づき業務等請負契約等を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること

を条件とする。

(業務指示)

第8条 業務の直接の指示は、当該業務を担当する担当課長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第9条 1. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し調査及び測量設計等の業務を実施するものとする。

2. 乙の責任者は、出動後遅滞なく業務の成果品等を担当課長に書面により報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(雜則)

第12条 この協定の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 住所 大分県中津市大字高瀬 1851-2

氏名 国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 小野 朋次

乙 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○